令和８年（フ）第３３号
山口県下松市西市１丁目10番24号　グランモア西市Ｂ201号
債務者　河根　直生
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第４６号
山口県光市大字塩田1382番地４、前住所山口県周南市桜木１丁目７番25号　ジョイフル桜木101号
債務者　森　由紀枝
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第３号
長野県飯田市川路2070番地２
破産者　有限会社川路山荘
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

令和６年（フ）第７２４３号
東京都大田区南馬込１丁目26番５号
破産者　株式会社リリィレミ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６０９号
東京都練馬区北町２丁目10―３―201
破産者　前田　幸治
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６８０号
東京都新宿区若宮町10番地３、申立時の商業登記簿上の住所東京都練馬区石神井町８丁目22番17号ライフピアシモン102
破産者　ＳＣＡ株式会社
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６８１号
東京都新宿区若宮町10―３―308
破産者　山川　慶記
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４１６５号
東京都板橋区赤塚２丁目35―19―203
破産者　佐々木祐弥
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３５４号
東京都品川区東五反田３丁目16―40―406
破産者　長谷川　周
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７２８号
東京都中央区勝どき３丁目９番７―708号
破産者　ＮＫＣ株式会社
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８６８号
埼玉県所沢市花園２丁目2396―24、開始決定時の住所埼玉県所沢市緑町４丁目７―14―502
破産者　中藤　　崇
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８８９号
東京都港区芝浦１丁目11―５―403
破産者　板橋　　良
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８６号
東京都府中市府中町１丁目30番地の３　オーク・ワン・ビル３Ｆ
破産者　株式会社Ｔ２Ａｇｅｎｃｙ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８７号
東京都府中市府中町１丁目20―５　市村第２マンション101
破産者　須藤　辰明
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７号
東京都大田区久が原３丁目31番13号１Ｆ
破産者　一般社団法人Ｓｐｏｒｔｓ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｌａｂ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２号
東京都足立区足立４丁目６―６―101
破産者　大久保　吉雄
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２４号
東京都調布市深大寺東町２丁目17番地５
破産者　株式会社荒木工務店
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５号
大阪府豊中市刀根山３丁目６―28　３―２、開始決定時の住所東京都北区豊島５丁目５―８―436
破産者　荒木　昭夫
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５３号
東京都世田谷区南烏山６丁目33番34号
破産者　有限会社バース
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８４１号
東京都板橋区蓮根１丁目14―19―310
破産者　清水　来偉
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部